

### 1 被災家屋の解体撤去費用について

熊本地震で被災した家屋の解体撤去費用については、現在、国において詳細の検討がなされているところですが、国の補助対象とするには、最低限、次の要件をすべて満たすことが必要です。

(1) 市が主体となる解体であること。

⇒住民が解体業者などに発注された場合（住民自身が解体された場合を含む）の取り扱いについては、国と調整中です。

(2) 市から「罹災証明書」が発行されており、被災の程度が半壊以上であること。

⇒罹災証明書がない場合や、一部の損壊にとどまる場合には対象となりません。

(3) 家屋の所有者が、市による解体に同意していること。

⇒解体後の新築費は対象となりません（所有者の負担となります）。

### 2 罹災証明書が発行されない家屋等の解体撤去について

空き家、中小企業の事務所、商店、納屋等については、罹災証明書は発行されませんが、被災の程度が半壊以上で、市が生活環境保全上必要と認めるときは補助の対象となる場合があります。早急に解体する必要がある場合は、被災状態が確認できるよう出来るだけ多く色々な角度から写真を撮っておいてください。また、3に記載の関係書類等を保管しておいて下さい。詳細につきましては決まり次第お知らせいたします。

### 3 すでに解体を行ってしまった被災家屋等の解体撤去費用について

制度決定前に、すでに解体を行ってしまった被災家屋の解体撤去費用につきましては補助の対象となる場合がありますので、次に掲げる関係書類等を保管しておいていただきますようお願いいたします。

(1) 解体工事前、工事中、工事後の状況を記録した写真

(2) 解体工事に係る契約書、見積書、領収書

(3) 解体工事に係るマニフェスト

※マニフェストとは、廃棄物の処理が適正に実施されたか確認する書類。

◆細かな要件や具体的な手続き、申請窓口などが決まりましたら速やかにお知らせいたします。

【問い合わせ先】 衛生環境課 0964-32-1598（直通）

0964-32-1111（内線 1185～1187）